

船舶事故調査報告書

平成31年3月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 佐藤 雄二（部会長）
 委 員 田村 兼吉
 委 員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成30年9月1日 09時20分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港南方沖 釧路埼灯台から真方位191°9.2海里（M）付近 （概位 北緯42°49.1′ 東経144°20.0′）
事故の概要	漁船第八十八天王丸 ^{てんおう} は、釧路港南方沖で操業中、甲板員がネットホー ーラに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	平成30年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事 務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十八天王丸、135トン 132616、大祐漁業株式会社（A社） 48.65m×8.30m×3.37m、鋼 ディーゼル機関、854kW、平成3年4月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成24年12月21日 免状交付年月日 平成29年4月14日 免状有効期間満了日 平成34年4月13日 漁労長 男性 57歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和61年5月15日 免状交付年月日 平成28年4月28日 免状有効期間満了日 平成33年5月14日 甲板員A 男性 59歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約1.7m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、水温 約15℃
事故の経過	本船は、まき網漁の網船で、船長、漁労長及び甲板員Aほか18人 が乗り組み、運搬船2隻、探索船1隻、作業艇1隻と共に船団を構成 して平成30年9月1日01時40分ごろ釧路港を出港し、同港南方

	<p>沖の漁場に到着して操業を開始した。</p> <p>本船は、09時03分ごろ2回目の投網を開始し、投網後、漂泊して環巻き（まき網漁で魚群を囲い込み、まき網の海底側底辺のワイヤを巻き上げて口を絞ること。）をほぼ終えた。</p> <p>本船は、船長、漁労長及び通信長が操舵室で作業の指揮と監視に当たり、その他の乗組員が甲板上での作業に当たった。</p> <p>甲板員Aは、他の乗組員2人と船尾で揚網の準備を終えた後、網がプロペラに絡まないよう監視するために1人で船尾に残った。</p> <p>本船は、右舷船尾のネットホーラを介して漁網のワイヤロープの巻き上げを開始したところ、09時20分ごろ、船体中央部付近に設置された、‘ネットホーラ、クレーン及びその先端部に取り付けた網捌機<small>さばき</small>の操作台’（以下「機器操作台」という。）にいた機関員（以下「機関員A」という。）が、ネットホーラの中に紺色の安全帽が見えて一瞬で見えなくなったので、甲板員Aがネットホーラに巻き込まれて落水したと判断し、ネットホーラを停止して無線で操舵室に連絡した。</p> <p>船長は、救命胴衣2着を抱え、急いで船尾に向かったところ、救助のために海中に飛び込んだ乗組員が、海面にうつ伏せ状態で浮かんでいる甲板員Aを支えようとしているのを認めて飛び込み、船長の後に飛び込んだもう1人の乗組員と合わせて3人で、意識のない甲板員Aを確保した。</p> <p>船長は、異常を察知して接近してきた作業艇に甲板員Aを引き揚げ、急いで釧路港に戻るよう指示した。</p> <p>漁労長は、09時32分ごろ船舶電話でA社の現地駐在員に事故の発生を連絡し、船長は、本船に戻り、09時36分ごろ携帯電話で118番により海上保安庁に通報した。</p> <p>作業艇は10時30分ごろ釧路港に戻った。</p> <p>本船は、揚網を終え、12時25分ごろ釧路港に戻った。</p> <p>甲板員Aは、A社の現地駐在員が手配した救急車で病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は、胸腹部<small>あつかい</small>圧潰による多臓器損傷からの出血と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のネットホーラは、後部に2本の縦ローラが、その前部に押さえローラが備えられており、ワイヤロープや網は、ネットホーラの上を通過して押さえローラの下を通過ようになっていた。（写真1、写真2参照）</p>

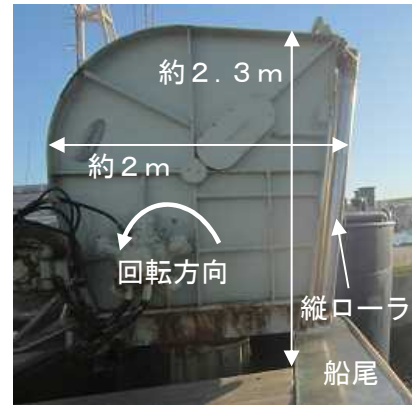
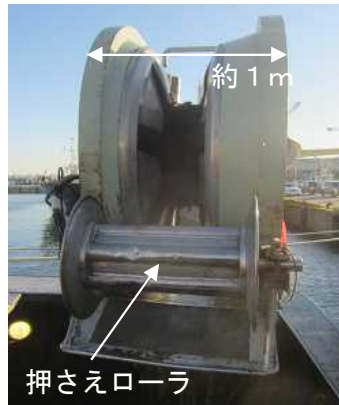


写真1 ネットホーラ（前面） 写真2 ネットホーラ（側面）

本船は、漁労長が漁労指揮をとり、船長がその補佐を行っており、甲板作業における安全の責任者は船長であった。

甲板員Aは、本船での経験が10年以上あり、漁労作業には十分に慣れていた。

甲板員Aは、身長が約180cmで、本事故当時、かっぱの上下、ゴム長靴、ゴム手袋及び紺色の安全帽を着用し、救命胴衣は着用していなかった。

甲板員Aは、本事故当時、体調不良を訴えておらず、ふだんと変わった様子にはなかった。

甲板員Aは、ふだん、揚網作業中は、船尾の左舷側か中央部において、絡網の監視に当たっていた。

甲板員Aがネットホーラに巻き込まれた状況を目撃した者はいなかった。

船長及び漁労長は、操舵室からは煙突等により船尾方を見通せないため、操舵室内にある船尾監視カメラのモニターで時折船尾の状況を監視していたが、本事故当時、甲板員Aがネットホーラに近づいたことに気付かなかった。

機関員Aは、本事故当時、機器操作台の前に立って船尾方を向いていたが、クレーン及び網捌機により死角が生じていたので、甲板員Aがネットホーラに近づいたことに気付かなかった。（写真3参照）



写真3 機器操作台からの見通し状況

	<p>船長及び漁労長は、甲板員Aが、作業中に何らかの不具合が生じてネットホーラに近づいた際、ネットホーラの後部から巻き込まれて船尾側に落水したと本事故後に思った。</p> <p>船長及び漁労長は、乗組員に対し、作業中に異常や問題があった場合は、甲板上に設置されている無線機で操舵室に連絡し、一旦作業を止めてから対処するよう指導していた。</p> <p>船長及び漁労長は、乗組員に対し、漁労作業中は救命胴衣を着用するよう指導していたが、暑さで救命胴衣を脱ぐ乗組員がいた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aの死因は、胸腹部圧潰による多臓器損傷からの出血であった。</p> <p>本船は、釧路港南方沖において、揚網作業中、甲板員Aが、ネットホーラに巻き込まれたことから、死亡するに至ったものと考えられるが、目撃した者がいなかったため、甲板員Aがネットホーラに巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、釧路港南方沖において、揚網作業中、甲板員Aが、ネットホーラに巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>本船は、本事故後、下記の事項を徹底することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業は必ず2人以上で行い、単独で作業を行わない。 ・ 漁労作業中の救命胴衣の着用。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作動中の漁労機器にはみだりに近づかず、異常等が生じた場合は、漁労機器を一旦停止して対処すること。

付図1 事故発生場所概略図

